

1 日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、1 日未満積算基準という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に 1 日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や 1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。
- (6) 「同一地区において施工箇所が点在する工事の積算方法の試行」を適用する場合は、1 日未満積算基準において別箇所として扱う。